

士別市小中学校適正配置計画書

～次代を担う子どもたちのために～

令和 7 年 4 月

士 別 市 教 育 委 員 会

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 学校適正配置基本方針	
1. 学校適正配置基本方針策定の目的・・・・・・・・	2
2. 学校適正配置基本方針策定の経過	
(1) 学校適正配置の必要性・・・・・・・・	2
(2) 学校適正配置計画検討委員会の提言・・・・・・・・	3
(3) 学校適正配置基本方針の策定・・・・・・・・	3
3. 小中学校の推移・・・・・・・・	4
4. 小中学校の状況	
(1) 学校数と児童生徒数の推移・・・・・・・・	6
(2) 学級数（普通・特別支援）と児童生徒数の推移・・・・・・・・	6
(3) 校舎等施設の老朽化・・・・・・・・	7
5. 小規模校の利点と問題点	
(1) 学習面の利点と問題点・・・・・・・・	8
(2) 生活面の利点と問題点・・・・・・・・	8
(3) 学校運営面の利点と問題点・・・・・・・・	8
6. 学校適正配置の基本的な考え方	
(1) 学校のあり方の基準・・・・・・・・	9
(2) 学校適正配置の方法・・・・・・・・	10
(3) 学校適正配置において考慮すべき事項・・・・・・・・	10
(4) 学校適正配置の対象校・・・・・・・・	11
7. 小学校の適正配置	
(1) 小学校に対する基本的な考え方・・・・・・・・	11
(2) 規模別における小学校のあり方・・・・・・・・	11
8. 中学校の適正配置	
(1) 中学校に対する基本的な考え方・・・・・・・・	12
(2) 規模別における中学校の在り方・・・・・・・・	12
9. 義務教育学校・・・・・・・・	13
第2章 学校適正配置基本計画	
1. 学校適正配置基本計画の策定・・・・・・・・	14
2. 学校適正配置基本計画の期間・・・・・・・・	14
3. 学校適正配置実施対象校・・・・・・・・	14
(1) 本計画において適正配置実施の対象とする学校・・・・・・・・	14
(2) 保護者、地域との継続した協議を進めていく学校・・・・・・・・	14

4. 学校適正配置等の進め方	
（１）「前適正配置計画」により統合・改築を進める学校	15
（２）本計画期間に「学校適正配置実施対象校」となる学校	16
（３）保護者、地域との継続した協議を進めていく学校	17
終わりに	19

はじめに

次代を担う児童生徒により良い教育環境を整備することは、教育委員会の責務である。

全国的な少子化の進展に伴い本市においてもその傾向が顕著となったため、本市においては、平成 22 年度に学識経験者、教育関係者、保護者などからなる「士別市小中学校適正配置計画検討委員会」を設置し、協議、検討を重ねた上で提言書の提出を受けた。この提言書に示された考え方を踏まえ、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、児童生徒にとってより良い教育環境を将来にわたって持続することが可能となるよう、平成 23 年 3 月に「士別市小中学校適正配置計画」を策定し、小学校・中学校の閉校および統合を進めてきた。

その後、平成 23 年に起きた東日本大震災の影響から、学校施設の耐震化を進める声が大きくなったため、第 1 期の計画期間内ではあったものの、再度検討を重ね、平成 28 年 3 月に計画の改定を行った経過がある。

直近では、朝日中学校が糸魚小学校の校舎を活用する形で「義務教育学校」として開設する準備が進んでいる。また、温根別小学校は令和 6 年 5 月に地域から「温根別小学校の統廃合についての要望書」の提出があり、今後の児童数を鑑み、令和 7 年度末の閉校および士別小学校への統合に向けての準備が進められているところである。

平成 23 年当初の計画では、第 3 期計画期間として平成 37 年度（2025）から平成 42 年度（2031）までの 6 年間で定めていたが、平成 28 年の計画変更に伴い、全小・中学校が耐震化される計画となることから、第 3 期計画期間を廃止した。

本計画は、平成 28 年当時想定されていた学級編制基準の見直しや教育制度改革に加え、社会経済情勢の変化や地域の人口減少に伴う児童生徒数の状況を踏まえた上で、令和 7 年度（2025）から令和 12 年度（2031）までの学校の適正配置の計画を示したものである。

第 1 章 学校適正配置基本方針

1. 学校適正配置基本方針策定の目的

「令和 5 年度 学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書」（令和 6 年 8 月 文部科学省 ※以下「調査報告書」と記載する）によると、

適正規模・適正配置の検討では、児童生徒数減少への対応だけでなく、児童生徒数急増エリア等の増加対応なども含めて行う必要があります。また、何より、適正規模・適正配置は、学校の数を見直すことが目的ではなく、将来の児童生徒数の動向を見据えながら、望ましい教育環境を実現することが最大の目的です。「どのような教育を目指すか」を常に念頭におきながら、様々な選択肢を検討して、最適解を見つけることが重要です。

（下線 土別市教育委員会）

とある。本市としても全国的な傾向と同じく、令和 6 年度の「出生調査数」が 50 人を下回るなど、急激な少子化が進んでいる。その中にあって「児童生徒にとって望ましい教育環境を実現」をめざすため、「選択肢の検討の経過」と「現状考える最適解」をここに示す。

2. 学校適正配置基本方針策定の経過

（1）学校適正配置の必要性

1 の目的で示したとおり、全国的な少子化の影響により、児童生徒数が減少しており、学校の小規模化が進行しているが、本市においても例外ではない。

以下は、「土別市小中学校適正配置計画書」（平成 29 年 2 月改訂）にも記載されていることだが、

学校教育の展開は、言うまでもなく、集団で行うことを基本としており、学校全体、あるいは学級数の減少に伴い、教職員の絶対数が少なくなることによる影響や、美術、音楽、体育などの学習そのものの成立がむずかしくなるなど、児童生徒の教育条件、教育環境及び学校運営等にさまざまな問題が生じてくることが考えられる。

児童生徒の健やかな成長を促すためには、やはり適正な規模の学校で教育が行われることが望ましく、そのためには、学校が適正に配置されることが必要である。

という考え方は、令和の時代であっても不変である。

（２）学校適正配置計画検討委員会の提言

土別市教育委員会は、少子化に伴い児童生徒の著しい減少が見込まれる中、次代を担う児童生徒により良い教育環境を整備するため、地域に根ざした魅力ある学校づくり、並びに小・中学校の適正な規模や配置について検討をいただく「土別市小中学校適正配置検討委員会」を、令和６年１２月に設置した。その検討結果について令和７年３月に、その基本的な考え方の提言を受けた。

この提言書では、今後の本市における小・中学校のあり方について、「小規模校」「過小規模校」（※）それぞれにおける適正規模や適正配置、多様化する学校課題とその解決に必要なコストとのバランスの重要性など、貴重な提言がなされたところである。

※「学校教育法施行規則」の定めによる

（３）学校適正配置基本方針の策定

「土別市小中学校適正配置計画検討委員会」の提言を踏まえ、土別市教育委員会は、次代を担う児童生徒により良い教育条件、教育環境を整備するため、本市の児童生徒数等の将来推計を見据えながら、学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方を整理し、ここに、「小中学校の適正配置計画」を策定するものである。

なお、児童生徒数の推計、国及び北海道の施策の大幅な変更及び社会情勢の変化等により、計画変更が必要となった場合には、随時見直しを行う。

3. 小・中学校の推移

今日まで、地域を取り巻く社会的、経済的産業構造の急激な変遷を受け、各地域にあっては、人口減少と少子化の影響により、児童生徒数の減少が著しくなり、一部新設校が設置されたものの、その多くの小・中学校が統廃合され、令和3年度においては、小学校が6校、中学校が4校となっている。加えて、学校の小規模化がさらに進行し、地域住民からの要請等により令和7年度末の閉校に向けて準備を進める温根別小学校や、令和9年度から開校を目指している朝日地区の義務教育学校など、中央市街地校と周辺校の児童生徒数にアンバランスが生じている現状にある。

(単位：人)

		昭和60年 (1985)		平成7年 (1995)		平成22年 (2010)		平成28年 (2016)		令和6年 (2024)		令和12年 (2030)		
小学校合計		19校	2545	14校	1546	11校	1083	8校	916	6校	560	5校	432	
中学校合計		6校	1497	6校	943	6校	608	5校	532	4校	361	4校	274	
中央北学区	小学校	士別小学校	660		424		293		258		226		191	
		中士別小学校	62		26		13		19		平成30年3月士別小へ統合			
		下士別小学校	53		35		16		平成25年3月士別小へ統合					
		武徳小学校	60		25		20		平成25年3月士別小へ統合					
		小計	4校	835	4校	510	4校	342	2校	277	1校	226	1校	191
	中学校	士別中学校	631		390		246		205		169		129	
		中士別中学校	昭和46年3月士別中へ統合											
		下士別中学校	昭和42年3月士別中へ統合											
		西士別中学校	昭和41年3月士別中へ統合											
		小計	1校	631	1校	390	1校	246	1校	205	1校	169	1校	129
中央南学区	小学校	士別南小学校	686		504		413		358		258		202	
		士別西小学校	382		248		177		151		平成31年3月士別小・士別南小へ統合			
		西士別小学校	8 平成元年3月士別西小へ統合											
		川西小学校	昭和47年3月士別西小へ統合											
		南士別小学校	昭和45年3月士別西小へ統合											
		小計	3校	1076	2校	752	2校	590	2校	509	1校	258	1校	202
	中学校	士別南中学校	472		361		275		265		159		130	
		川西中学校	昭和47年3月士別南中へ統合											
		小計	1校	472	1校	361	1校	275	1校	265	1校	159	1校	130
	上士別学区	小学校	上士別小学校	130		64		40		35		25		14
兼内小学校			21		11		平成12年3月上士別小へ統合							
南沢小学校			昭和45年3月上士別小へ統合											
大英小学校			昭和45年3月上士別小へ統合											
川南小学校			昭和44年3月上士別小へ統合											
大和小学校			昭和44年3月上士別小へ統合											
三郷小学校			昭和44年3月上士別小へ統合											
成美小学校			昭和43年3月上士別小へ統合											
小計			2校	151	2校	75	1校	40	1校	35	1校	25	1校	14
中学校		上士別中学校	93		52		26		19		14		9	
		兼内中学校	昭和50年3月上士別中へ統合											
		大和中学校	昭和42年3月上士別中へ統合											
		小計	1校	93	1校	52	1校	26	1校	19	1校	14	1校	9

(単位：人)

		昭和60年 (1985)		平成7年 (1995)		平成22年 (2010)		平成28年 (2016)		令和6年 (2024)		令和12年 (2030)			
多寄学区	小学校	多 寄 小 学 校	138		56		21		30		20		11		
		中多寄小学校	42		31		16		平成25年3月多寄小へ統合						
		東 陽 小 学 校	昭和43年3月多寄小へ統合												
		小 計	2校	180	2校	87	2校	37	1校	30	1校	20	1校	11	
	中学校	多 寄 中 学 校	98		66		21		18		令和2年3月士別中へ統合				
		小 計	1校	98	1校	66	1校	21	1校	18	0校	0	0校	0	
温根別学区	小学校	温根別小学校	56		19		21		14		12		令和8年3月 士別小へ統合		
		白 山 小 学 校	15		11		平成12年3月温根別小へ統合								
		北 温 小 学 校	9		5		平成10年3月温根別小へ統合								
		伊 文 小 学 校	昭和49年9月ダム建設のため廃校												
		仲 線 小 学 校	昭和48年3月温根別小へ統合												
		湖 南 小 学 校	昭和45年3月廃校												
		北 静 川 小 学 校	昭和44年3月温根別小へ統合												
		小 計	3校	80	3校	35	1校	21	1校	14	1校	12	0校	0	
	中学校	温根別中学校	50		27		11		平成27年3月士別中学校へ統合						
		白 山 中 学 校	昭和60年3月温根別中へ統合												
		北 温 中 学 校	昭和55年3月温根別中へ統合												
		伊 文 中 学 校	昭和49年3月廃校												
		小 計	1校	50	1校	27	1校	11	0校	0	0校	0	0校	0	
朝日学区	小学校	糸 魚 小 学 校	190		87		53		51		19		14		
		壬 子 小 学 校	10		平成9年3月糸魚小へ統合										
		三 栄 小 学 校	5		平成9年3月糸魚小へ統合										
		登和里小学校	14		平成9年3月糸魚小へ統合										
		茂志利小学校	4		平成9年3月糸魚小へ統合										
		似 峡 小 学 校	昭和42年3月ダム建設のため廃校												
		上似峡小学校	昭和41年12月ダム建設のため廃校												
		小 計	5校	223	1校	87	1校	53	1校	51	1校	19	1校	14	
	中学校	朝 日 中 学 校	153		47		29		25		19		6		
		茂志利中学校	昭和54年3月朝日中へ統合												
		似 峡 中 学 校	昭和42年3月ダム建設のため廃校（一部茂志利中に統合）												
		小 計	1校	153	1校	47	1校	29	1校	25	1校	19	1校	6	

平成28年時に推計した令和7年の児童生徒数と令和6年の比較
(＋、▲は推計値と実績値の差)

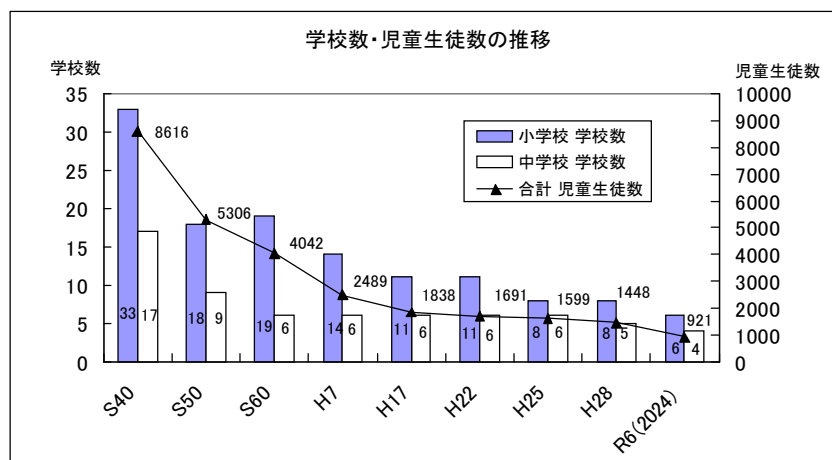
士別小	252	▲26	士別中	172	+3
士別南小	303	▲45	士別南中	158	+11
上士別小	23	+2	上士別中	13	+1
多寄小	35	▲15			
温根別小	16	▲4			
糸魚小	26	▲7	朝日中	20	▲1

4. 小・中学校の状況

(1) 学校数と児童生徒数の推移

学校数は、旧土別市及び旧朝日町の合算で、昭和 40 年度に小学校が 33 校、中学校 17 校の合計 50 校をピークに、昭和 60 年度には 25 校に半減し、令和 6 度は小学校 6 校、中学校 4 校となっている。

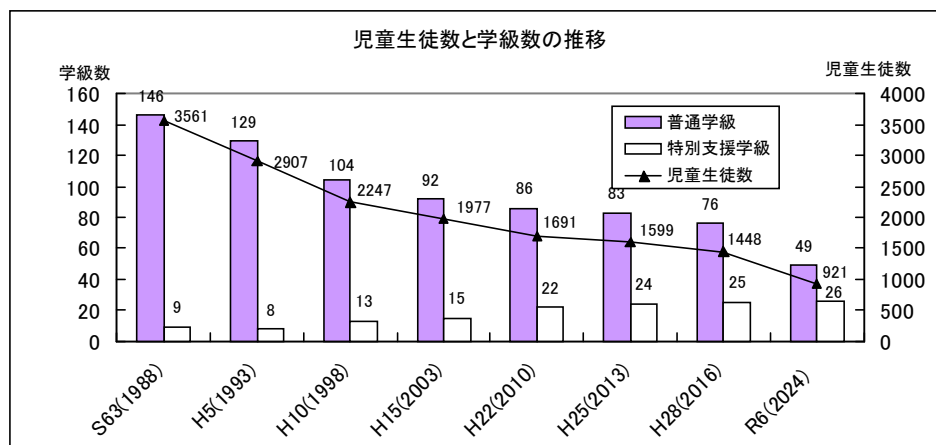
児童生徒数は、昭和 40 年度の 8,616 人をピークに、昭和 60 年度には 4,042 人に、令和 6 年度は 921 人と、昭和 40 年度対比では 10%、昭和 60 年度対比でも 22%と激減している。



(2) 学級数（普通・特別支援）と児童生徒数の推移

児童生徒数の減少に伴い学級数も減少しており、児童生徒数を比較すると、昭和 63 年度の 3,561 人に対し、令和 6 年度は 921 人で 26%となっている。

一方、学級数を比較すると、普通学級数では昭和 63 年度の 146 学級に対し、令和 6 年度は 49 学級で 33%となり、特別支援学級数では昭和 63 年度の 9 学級に対し、令和 6 年度は 26 学級で約 2.8 倍となり、特別支援教育の対応が今日的課題である。



(3) 校舎等施設の老朽化

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、安全な環境の確保が必要不可欠である。また、住民にとっても学習や交流の場として、さらには災害発生時の避難所としての役割も果たすことから、それらの機能や耐震性を確保した施設整備が求められる。

下表のように、平成 28 年度までに朝日中学校を除く全ての校舎・屋体の耐震化整備が終わっている。今後は「防水」を含む大規模改修及び細かな修繕を計画的に実施し、既存施設を効率的かつ計画的に利用していく必要がある。

また、令和元年開始の「GIGA スクール構想」により、校内ネットワークの整備も必要となっており、環境整備に関わるコスト増はますます進んでいくことを想定する必要がある。

学区	学校名	建 物 概 要				耐 震 診 断		現 状
		建物区分	構造	建築年	延床面積 (㎡)	耐震診断	耐震性能	
中央北	土別小	校舎	鉄筋	H7	4,595	不要	○	新耐震
		屋体	鉄筋	H8	1,285	不要	○	
	土別中	校舎	鉄筋	H17	4,410	不要	○	新耐震
		屋体	鉄筋	H18	1,185	不要	○	
中央南	土別南小	校舎	鉄筋	S54	6,158	実施済	×	H22耐震補強工事済
		屋体	鉄骨	S55	1,001	実施済	×	
	土別南中	校舎	鉄筋	H3	4,606	不要	○	新耐震
		屋体	鉄筋	H4	1,269	不要	○	
上土別	上土別小	校舎	鉄筋	H28	1,711	不要	○	新耐震
		屋体	鉄骨	H28	559	不要	○	
	上土別中	校舎	鉄筋	H28	1,666	不要	○	新耐震
		屋体	鉄骨	H28	704	不要	○	
多寄	多寄小	校舎	鉄筋	H21	881	不要	○	新耐震
		屋体	鉄筋	H11	1,166	不要	○	
温根別	温根別小	校舎	鉄筋	S60	1,371	不要	○	H29（体育館）耐震補強工事済
		屋体	鉄骨	S46	582	実施済	×	
朝日	糸魚小	校舎	鉄筋	H19	3,007	不要	○	新耐震
		屋体	鉄筋	H19	922	不要	○	
	朝日中	校舎	鉄筋	S50	3,698	実施済	×	要改築 →糸小校舎利用へ
		屋体	鉄骨	S38	963	実施済	×	

5. 小規模校の利点と問題点

学校規模の大小に関わらず、児童生徒の学習面、生活面及び学校運営面でメリットとデメリットがあり、一概に論ずることはむずかしいが、一定規模以下となる過小規模校では、教員数が少なくなり、教育環境が厳しいものとなる。

特に、教科担任制である中学校においては、教科指導に支障が生じるなど、生徒への影響が大きくなることから、統廃合を含めた適正配置を行う必要がある。

（１）学習面の利点と問題点

- ① 児童生徒の一人ひとりの個性や特性に応じた教育活動がしやすく、個々の能力や適性を伸ばしていきやすい。
- ② 学校全体での児童生徒の把握が容易である。
- ③ 体育や音楽での学習自体の成立が難しいことがある。
- ④ 教員の絶対数が少ないことから、各教科に応じた教員をバランス良く配置することや、習熟度別学習などに対応した指導体制を組むことに支障が生じる。

（２）生活面の利点と問題点

- ① 児童生徒が互いに知り合え、全校の児童生徒、教職員の一体感が深まりやすい。
- ② 心の通う生徒指導ができ、非行や問題行動が少ない。
- ③ 単学級になると児童生徒は、卒業まで同じ学習集団で過ごすことになり、人間関係が固定化され、人間関係上の問題等が発生したときには、学級編制替えによる問題の解消が難しいことがある。
- ④ 指導する教員、参加する児童生徒数が少なくなるため、クラブ活動などに制限を受けることがある。

（３）学校運営面の利点と問題点

- ① 教員相互の連携がとりやすく、学校の教育計画作成や教育活動に一貫性を持たせやすい。
- ② 学校運営や学校行事等において、学校と地域が一体となって実施することが容易である。
- ③ 単学級では、学年を一人の教員で運営することになり、指導計画、教材研究等すべて個人作業となることから、共同研究が難しく、教員相互の連携などの機会が少なくなる。特に実技を伴う教科では、免許外指導等を行わざるを得ない場合がある。

6. 学校適正配置の基本的な考え方

市内の小・中学校は、中央市街地区を除いた過小規模校で複式学級編制となっており、今後の児童生徒数の増加を期待することが難しいことから、効果的な集団教育を行う限界にまで達する可能性がある。

次代を担う児童生徒が個性を発揮し、主体性や社会性を育み、多様な個性が集まり、ふれ合い、切磋琢磨できる学校規模として再編するため、「土別市小中学校適正配置計画検討委員会」から提言のあった「適正配置に係る基本的な考え方」を基本とする。

【参考】「調査報告書」に示された定義

○ 学校の適正規模

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です。手引にもある通り、学校規模適正化の検討に際しては、12 学級を下回るか否かだけでなく、12 学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。

○ 学校の適正配置（通学条件）

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。そのため通学条件は通学距離によって捉えることが一般的となっています。

さらに手引では、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であるとしています。（下線は市教委）

（1）学校のあり方の基準

学校規模は、学校教育法施行規則第 41 条の規定により、小学校の学級数について 12 学級以上 18 学級以下を標準としており、中学校についても同規則第 79 条の規定で、これを準用するとされている。

北海道教育委員会の学校標準規模指針では、中学校は9学級以上 18 学級以下を標準としているものの、学校教育法の基準を満たす学校（「適正規模校」）は本市にない。6 学級以上 11 学級以下の「小規模校」は 4 校、1 学級以上 5 学級以下の「過小規模校」は 6 校である。

したがって、標準規模指針に基づく市内小・中学校の適正配置は、地域実情からみても困難であり、過小規模校の解消を視野に、児童生徒数 10 人以下で、小学校 3 学級以下、中学校 2 学級以下の学校を、原則適正配置対象校とする。

学校規模（令和6年度）				適正配置対象校基準			
区 分	学級数	小学校	中学校	区分	在校者数	学級数	基準設定理由
適正規模校	12～18	0	0	小学校	10 人以下	3 学級以下	教頭学級担任 養護教諭配置なし
小規模校	6～11	2	2				
過小規模校	1～5	4	2	中学校	10 人以下	2 学級以下	教頭養護教諭配置なし

（2）学校適正配置の方法

一般的な適正配置の方法として、学校の統廃合、学校の改築及び通学区域の変更があるが、施設状況や地域の実情を総合的に検討し、保護者や地域住民の理解を得て実施する。

（3）学校適正配置において考慮すべき事項

国・道の指針では、学校は一定の集団の中で多様な考えに触れたり、認め合ったり、協力し合ったりして、社会性や集団性を身につけさせることが大切であると示している。

また、地域における住民感情や学校の役割、精神的な繋がりなどにも配慮して、学校の必要性を検討するとともに、児童生徒数の推移を基本として、今後の地域の定住政策や少子化対策など、将来的展望を考慮して進めることも必要である。

学校の適正配置により、将来にわたって児童生徒の教育環境や教育内容を可能な限り充実し、保障していく計画的な取り組みを進め、効果的かつ効率的な財政運営を踏まえ、学校施設の改築及び改修整備を実施する。

また、統廃合による既存施設等の有効活用を視野に、廃校となる学校施設や土地については、地域住民の貴重な財産として要望等を踏まえ、幅広い観点で、その活用を検討する。

（４）学校適正配置の対象校

市内小・中学校のうち、適正規模及び小規模校を除く過小規模校であって、極端な少人数学級の増加が懸念される学校を、適正配置の対象校とする。

７．小学校の適正配置

（１）小学校に対する基本的な考え方

小学校は、地域のシンボルであり、地域コミュニティの拠点で、学校と地域が一体となって教育活動が展開されているなど、小学校の存在は、地域住民にとって、心の拠りどころとも言える精神的な意義を有していることから、可能な限り地域に存続させることを基本とする。

- ① 地域的繋がりが深く、学校間での多様な交流が頻繁に行われる、現在の中学校区内の小学校同士で再編することを基本とする。
- ② 複式学級編制の懸念や極端な少人数学級を解消する学校規模とする。

（２）規模別における小学校のあり方

小学校において、３学級以下で全校児童数が１０人以下は、原則学校の統廃合を進める規模とするが、児童の通学環境や地域事情等を考慮し慎重に取り扱うこととする。

なお、適正配置の検討は常々必要であり、既存施設の有効な利用を図る観点から、必要に応じ検討を加えていくものとする。

小学校の規模の現状

（令和６年度当初推計）

規模区分	学校名	普通 学級数	特別支援 学級数	全校児童数	教職員体制		
					教頭	養護	事務職
過小規模校	上土別小学校	３	２	２５	○	○	○
	多寄小学校	３	２	２０	○	○	○
	温根別小学校	３	１	１２	○	○	○
	糸魚小学校	３	１	１９	○	○	○
小規模校	土別小学校	８	７	２２６	○	○	○
	土別南小学校	１１	６	２５８	○	○	○

8. 中学校の適正配置

(1) 中学校に対する基本的な考え方

中学校は、生徒数が徐々に減少していく中で、充実した集団活動の展開や指導体制を確立する必要があるため、適正配置の実施により、学校の集約化を図る。

- ① 小・中学校の連携や「特認校」などの状況も考慮しながら、地域を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応した再編を検討する。
- ② 複式学級編制の懸念や極端な少人数学級を解消する学校規模とする。

(2) 規模別における中学校のあり方

中学校において、2 学級以下で全校生徒数が 10 人以下は、原則学校の統廃合を進める規模とするが、地域事情等を考慮し慎重に取り扱うこととする。

なお、適正配置の検討は常々必要であり、既存施設の有効な利用を図る観点からも学校規模にかかわらず、検討を加えていくものとする。

中学校の規模の現状

(令和6年度当初推計)

規模区分	学校名	普通 学級数	特別支援 学級数	全校生徒数	教職員体制		
					教頭	養護	事務職
過小規模校	上士別中学校	3	1	14	○	○	○
	朝日中学校	3	2	19	○	○	○
小規模校	士別中学校	6	4	169	○	○	○
	士別南中学校	6	3	159	○	○	○

9. 義務教育学校

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことにより、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設された。

このことにより、

- ・6-3 教育の概念が無くなるため、9 年間のカリキュラムで指導を進められる。
- ・小学校、中学校の区切りがないため、周辺環境や人間関係などの変化がなく、児童生徒が困惑する可能性を低くすることができる。
- ・教員同士で児童生徒の情報を共有しやすく、9 年間を見通した継続的な指導ができる。

などといった、現代の教育内容の量・質の充実化への対応や、社会性育成の場としての機能を果たせる可能性がある。

●義務教育学校に対する基本的な考え方

地区において、小学校・中学校の児童数・生徒数が減少する中、充実した集団活動の展開や指導体制の確立と既存施設の有効活用の両立を図る必要があるため、適正配置の実施により、小学校・中学校の集約化を図る。

第2章 学校適正配置計画

1. 学校適正配置計画の策定

基本方針に基づき、市内小・中学校の適正配置を進めるため、士別市小中学校適正配置計画を策定する。

2. 学校適正配置計画の期間

計画の期間は、児童生徒の教育的効果を最大限に据え、適正規模の学習集団を編制し、その機能を発揮できる教育環境の創出を図ることを基本に、全体計画を令和7年度から令和12年度までの6年間とする。

3. 学校適正配置実施対象校及び継続協議校

基本方針で定めた本市の原則的な基準に当てはまり、学校運営等に支障をきたすと考えられる学校を、適正配置実施対象校とする。また、学校運営等に支障をきたす可能性がある学校も示し、保護者、地域との継続した協議を進めていく学校も示す。

(1) 本計画において適正配置実施の対象とする学校

- ① 小学校 温根別小学校、糸魚小学校
- ② 中学校 上士別中学校、朝日中学校

(2) 保護者、地域との継続した協議を進めていく学校

- ① 小学校 上士別小学校、多寄小学校
- ② 中学校 なし

※その他の学校においても、児童生徒数の推移等を見ながらあり方を検討する。

4. 学校適正配置等の進め方

適正配置にあたっては、対象校の保護者や地域住民等に対する説明会を開催し、理解と協力を得て進める。

(1) 「前適正配置計画」により統合・改築を進める学校

朝日中学校については、「前適正配置計画 第2章 学校適正配置基本計画」を受け、地域・学校・保護者との検討を重ねた結果、次のように統廃合等を進めている。

●「前適正配置計画」での位置づけ

・第2期計画期間に改築を進める学校

過小規模校の内、朝日中学校は、耐力度調査を実施し、新耐震校舎として改築を検討する。

① 改築時期及び実施方法

第2期計画期間内で改修を行うが、生徒数、教員数の推移に留意しながら時期を決定する。

朝日中学校は、新耐震化のための工法と糸魚小学校の体育館の共有化を視野に改築を検討する。

② 改築概要

朝日中学校は、既存の校舎の一部（2線校舎）を有効活用し、新たに建設する建物については必要最小限の範囲にとどめ、新耐震化のための工法と糸魚小学校の体育館の共有化を視野に改築を検討する。

●議論の経緯

令和4年	：保護者等との協議…義務教育学校として残してほしいとの要望あり。 糸魚小学校と2線校舎を一体的に整備することを想定。 (開発行為にあたらぬ規模で)
令和4～5年	：まちづくり総合計画策定（2025年校舎改修予定） ：北海道との協議…「開発許可制度に関する事前相談」によると、改築・増築を行う場合は「開発行為」にあたるとの見解が示された。 令和3年時に想定し、準備してきた整備を進めるには、さらに「2年の計画期間」と「大幅なコスト増」が避けられない。 ：生徒数減と出生数…令和3年時の想定よりも減のスピードが速く、糸魚小学校舎での対応の可能性が浮上。※生徒数・出生数は後述
令和6年	：全4回の説明会を通じて、「義務教育学校」とし、糸魚小学校舎の改修を進めることにより、計画の遅延防止と、コストの増加抑制が見込まれることに、一定の理解を得た。

以上のように、「前適正配置計画」で示された耐震化への対応および、保護者、地域との協議を踏まえ、糸魚小学校校舎の活用による「義務教育学校」の設立準備を進める。

(2) 本計画期間に「学校適正配置実施対象校」となる学校

① 協議の時期とその考え方

ア. 上士別中学校

令和 12 年までの「計画期間」の間に、「適正配置対象校」として、学校運営協議会等を活用しながら保護者、地域と継続的な協議を行っていく。

中学校生徒数は令和 12 年には 9 名となり、市が適正配置の対象として考えていく学校として、学校及び地域、保護者と協議していく必要がある。

小学校と中学校は、その接続がより重要視されるようになってきていること、校舎が併設されていることから一体的にそのあり方を検討していく。

上士別中学校

年度	中 1	中 2	中 3	合計
R6(2024)	4	6	4	14
R7(2025)	4	4	6	14
R8(2026)	6	4	4	14
R9(2027)	5	6	4	15
R10(2028)	4	5	6	15
R11(2029)	2	4	5	11
R12(2030)	3	2	4	9

イ. 温根別小学校

「前適正配置計画」においては「学校適正配置実施対象校」に位置づけられていなかったが、令和 7 年度には児童数が 10 名となり、適正配置の対象となる見込みであること、その際は地域の実情を考慮し検討を重ねる必要がある。

また、令和 6 年 5 月に教育委員会に「温根別小学校の統廃合についての要望書」が提出され、今後の児童数を鑑み、令和 7 年度末の閉校および士別小学校への統合に向けて準備を進めている。

温根別小学校

年度	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	合計
R6(2024)	2	2	2	2	2	2	12
R7(2025)	0	2	2	2	2	2	10
R8(2026)	1	0	2	2	2	2	9
R9(2027)	1	1	0	2	2	2	8
R10(2028)	0	1	1	0	2	2	6
R11(2029)	0	0	1	1	0	2	4
R12(2030)	0	0	0	1	1	0	2

ウ. 糸魚小学校

「前適正配置計画」においては「学校適正配置実施対象校」に位置づけられていなかったが、朝日中学校の校舎改築の議論の中で「義務教育学校」に向けての動きが進んだことから「義務教育学校」設立に向けての準備を進めている。

朝日地区 児童生徒・教職員数の推移見込み(R6.11.1現在)

(R6.11.19 学校教育課作成)

年度	義 務 学 校	学 校																			合計	
		区分	通 常 学 級										特 別 支 援 学 級									
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年		9年
令和6	児童生徒数	2	2	2	3	4	5	6	5	6	35						1		1	1	3	38
	学級数	1		1		1		1	1	1	6						知的		情緒	知的	1	7
令和7	児童生徒数	4	2	2	2	3	4	5	6	5	33							1		1	2	35
	学級数	1		1		1		1	1	1	6							知的		情緒	1	7
令和8	児童生徒数	2	4	2	2	2	3	4	5	6	30								1		1	31
	学級数	1		1		1		1	1	1	6								知的		1	7
令和9	児童生徒数	3	2	4	2	2	2	3	4	5	27									1	1	28
	学級数	1		1		1		1		1	5									知的	1	6
令和10	児童生徒数	1	3	2	4	2	2	2	3	4	23										0	23
	学級数	1		1		1		1		1	5										1	6
令和11	児童生徒数	1	1	3	2	4	2	2	2	3	20										0	20
	学級数	1		1		1		1		1	5										1	6
令和12	児童生徒数		1	1	3	2	4	2	2	2	17										0	17
	学級数							1		1	2										1	3
令和13	児童生徒数			1	1	3	2	4	2	2	15										0	15
	学級数							1		1	2										1	3
令和14	児童生徒数				1	1	3	2	4	2	13										0	13
	学級数							1		1	2										1	3
令和15	児童生徒数					1	1	3	2	4	11										0	11
	学級数							1		1	2										1	3
令和16	児童生徒数						1	1	3	2	7										0	7
	学級数							1		1	2										1	3
令和17	児童生徒数	R6.11月現在では把握不能。.....						1	1	3	5										0	5
	学級数	R6.11月現在では把握不能。.....						1		1	2										1	3

(3) 保護者、地域との継続した協議を進めていく学校

過小規模校の内、上士別小学校、多寄小学校については先の6-(1)で示した基準に該当するわけではないが、それに近い状況であることが想定されるため、保護者、地域との協議を継続して行う。

ア. 上士別小学校

小学校児童数は令和8年を最後に20名を割り込むが、令和12年までの間に「10人以下」とはならない見通しである。

先に述べたとおり、小学校と中学校は、その接続がより重要視されるようになってきていること、校舎が併設されていることから一体的にそのあり方を検討していく。

上士別小学校

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
R6(2024)	4	2	4	5	6	4	25
R7(2025)	2	3	2	4	5	6	22
R8(2026)	4	2	3	2	4	5	20
R9(2027)	3	4	2	3	2	4	18
R10(2028)	3	3	4	2	3	2	17
R11(2029)	1	3	3	4	2	3	16
R12(2030)	1	1	3	3	4	2	14

イ. 多寄小学校

児童数は令和9年を最後に20名を割り込むが、令和12年までの間に「10人以下」とはならない見通しである。

しかしながら、すでに中学校からは土別中学校に通っているため、保護者、地域から将来を見越した意見等が出ることも想定されるなど、継続して協議が必要である。学校及び地域、保護者と協議していく。

多寄小学校

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
R6	3	3	5	4	3	2	20
R7	5	3	3	5	4	3	23
R8	4	5	3	3	5	4	24
R9	1	4	5	3	3	5	21
R10	1	1	4	5	3	3	17
R11	0	1	1	4	5	3	14
R12	0	0	1	1	4	5	11

5. 終わりに

「調査報告書」によれば、限られた予算の中で「長寿命化」「複合化」と合わせて「公立小中学校の適正規模・適正配置の検討を進めること」の重要性が謳われている。

●公立学校施設を取り巻く状況

全国の公立学校施設の延床面積の約4割が、築40年以上の建物でかつ改修を要する状況であるなど、全国的に教育面・安全面での老朽化対策が急務となっています。また、災害発生時の避難場所など地域の拠点的功能としての期待が年々増しており、学校施設には地震や豪雨などの自然災害発生後も使うことのできる強靱さと高機能化が求められています。

一方で、少子化の急速な進行による児童生徒の減少や地方の厳しい財政状況を踏まえ、限られた予算の中で老朽化対策を進めていくには、公立学校施設の長寿命化や学校施設と他の公共施設の複合化、さらに地域の状況によっては公立小中学校の適正規模・適正配置も含めて、検討を進めることが重要です。

また、同じく「調査報告書」には教委育委員会と首長部局との関係性にも言及されている。

●教育委員会と首長部局が一体となった施設計画づくり

しかし、学校その他の教育機関以外の他の公共施設の実態や管理運営に関するノウハウは首長部局にあります。学校個別施設計画の上位計画となる公共施設等総合管理計画では、複合化・共用化・管理運営などについて、全施設を対象に見直しを行って、その方向性を明確に打ち出すことが求められています。つまり、学校施設の検討は、今や他の公共施設との複合化、共用化の検討とともに行う段階に至っており、関連する計画を一体的に、整合性を持たせながら検討することが求められています。このときに、どの機能を集約化・複合化の対象とするのかは、首長部局が教育委員会をはじめ関係部署と調整しながらリーダーシップを発揮する場面といえるでしょう。

ここで示されているとおり、もはや「適正配置計画」は教育委員会だけではなく、教育委員会と市長部局が一体となった施設計画が求められている。

士別市教育委員会としては、児童生徒が安全・安心に学べる環境及び適正人数で学べる環境の整備がより良い教育環境には必要だと考えている。したがって、人口減とそれに伴う児童生徒数、及び施設の状況等の推移に注視し、必要と判断されるときには計画の途中であっても再度の検討、計画の立案を行っていく。

また、士別小学校、士別南小学校、士別中学校、士別南中学校の4校については、「地区懇話会」「パブリックコメント」において「統合を考えていく必要があるのではないか」との意見も寄せられている。士別市教育委員会としては、公共施設利用に関わる課題でもあるととらえ、まちづくりの将来像も踏まえながら、本計画の計画期間である6年間で、市長部局とも連携し、市内4校のあり方を見据え、より良い教育環境の実現をめざす。